

Q 三六協定の限度基準の適用がない「開発業務」とはどのようなものですか

A 三六協定で定める延長時間については、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」が定められており、延長時間は、原則として、この限度基準の範囲内としなければなりません。

限度基準による延長時間の限度は、1 週間 15 時間、2 週間 27 時間、4 週間 43 時間、1 ヶ月 115 時間、2 ヶ月 81 時間、3 ヶ月 120 時間、1 年間 360 時間となっています（対象期間が 3 ヶ月を超える 1 年単位の変形労働時間制の場合は、それより短い時間が定められています）。

この限度基準は、原則として、すべての事業所に適用されますが、一部適用除外が定められています。

具体的には、①工作物の建設などの事業、②自動車の運転の業務、③新技術、新商品等の研究開発の業務、④季節的要因などにより事業活動もしくは業務量の変動が著しい事業もしくは業務または公益上の必要により集中的な作業が必要とされる業務として厚生労働省労働基準局長が指定するもの等は適用除外とされています（④については、1 年間の限度時間は適用されます）。

行政解釈では、「新技術、新商品等の研究開発の業務」とは、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務いうとされ、具体的には示されていません。

限度基準に移行する前の目安時間に係る行政解釈では、

(イ) 自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的または応用的な学問上、技術上の問題を解明するための試験、研究、調査

(ロ) 材料、製品、生産・製作工程などの開発または技術的改善のための設計、製作、試験、検査

(ハ) システム、コンピュータ利用技術などの開発または技術的改善のための企画、設計

(ニ) マーケティング・リサーチ、デザインの考案並びに広告計画におけるコンセプトワーク及びクリエイティブワーク

(ホ) その他 (イ) ~ (ニ) に相当する業務

とされていました。

この行政解釈は、限度基準への移行に伴い廃止されましたが、「新技術、新商品等の研究開発の業務」の解釈については、現在も変わらないと解されます。